三重県庁本庁舎厚生棟売店等運営業務委託契約書（案）

一般財団法人三重県職員互助会（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は次の条項により三重県庁厚生棟売店及び自動販売機（以下「売店等」という。）の運営業務委託契約を締結する。

（委託目的及び再委託の禁止等）

第１条　甲は、三重県庁本庁舎厚生棟のうち別添「三重県本庁舎厚生棟売店等運営業務委託仕様書」で示す場所（以下「使用施設」という。）において行う売店等の運営業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　乙は、委託業務が三重県職員（以下「職員」という。）の福利厚生事業であることを理解し、職員の福利厚生を増進させるため、安定した経営と質の高いサービスの提供に努めなければならない。

３　乙は、使用施設を含む三重県庁舎が公の施設としての公共性を有し、職員以外の庁舎利用者（以下「来庁者等」という。）も売店等を利用することを十分に認識して、職員及び来庁者等（以下「利用者」という。）全体の利便性向上に努めなければならない。

４　乙は、甲の監督及び指示を受け、本契約の条項を遵守し、自己の責任と負担において委託業務を遂行する義務を負い、これを第三者に委託し、又は代行させることはできない。ただし、売店内の清掃、廃棄物の処理、自動販売機の管理、通信機器等の管理その他軽微な業務を再委託しようとするとき、及び、甲が書面で特に認めた場合はこの限りでない。

（関係法令等の遵守）

第２条　乙は、委託業務を遂行するにあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

(1)　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

(2)　三重県庁舎等管理規則（昭和 39 年三重県規則第 53 号）

(3)　その他委託業務に関連する全ての関係法令等

２　乙は、委託業務を遂行するために必要な法令上の許可については、乙の責任と負担により許可を受けるものとする。

（経費負担等）

第３条　甲から乙に対する委託料は、無料とする。

２　使用施設の使用料は、無料とする。

（営業の日時等）

第４条　売店等の営業を行う日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日を除く毎日とし、営業を行う時間は原則としてこれらの日の８時 00 分から 19 時 00 分までとし、詳細は甲乙協議のうえ決定するものとする。

２　乙は、前項に規定する日及び時間に委託業務を行うことができないときは、一週間前まで

に申し出て甲の承認を受けるものとする。
3　乙及び乙の指定する者は、委託業務の遂行に必要なときは、第１項に規定する日及び時間以外であっても、使用施設に立ち入ることができる。ただし、三重県庁舎出入口閉鎖時の入退庁については、三重県庁舎等管理規則に定めるところによる。
4　委託業務のうち自動販売機に係る部分について、第１項の規定に関わらず、乙は職員の利便性を考慮して、第１項に規定する日及び時間以外についても営業を継続するよう努めるものとする。

（販売商品等）
第５条　乙は、甲の信用を失墜させるおそれのある商品等を販売してはならない。
2　乙は、その販売する商品等を安価に提供することに努めるものとし、その販売価格を明示しなければならない。
3　乙は、成人向け書籍、酒類（ノンアルコールビール等を含む。）及びこれらに類する商品を販売することはできない。
4　乙は、その販売する商品等について、甲より取りやめ等の指示があった場合には、これに従わなければならない。
5　乙は、委託業務に支障をきたさない限り、甲が依頼する商品等の販売に努めるものとする。
6　乙は、委託業務に支障をきたさない限り、三重県からその事業の遂行のために必要な商品の取扱等の依頼があった場合には、これに応じるよう努めるものとする

（販売員）
第６条　乙は、委託業務のため、乙の使用人（以下「販売員」という。）１人以上を売店に常駐させなければならない。
2　甲は、販売員のうち業務に従事させることが不適当と認める者については、その理由を明示して販売員の交代を乙に求めることができる。

（収入、費用の負担区分）
第７条　委託業務により生じた売上金額は、乙の収入とする。
2　乙は、仕入費、消耗機材費、人件費、光熱水費、電話使用料、清掃費、廃棄物処理費、その他委託業務を行うために必要な一切の費用を負担するものとする。
3　乙は前項に掲げる経費のうち、光熱水費については甲か庁舎管理者等の請求に基づいて支払った額を、甲の請求に基づき支払うものとする。
4　乙は、委託業務で発生する廃棄物の削減、リサイクルの推進及び電気、ガス、水の使用量削減等に努めるものする。
5　乙は、委託業務により生じる空き箱、カン又はビンその他の廃棄物を回収するための備品等を、乙の負担により売店内又は売店等周辺に設置するものとする。

（売上等の報告及び維持管理手数料）
第８条　乙は、甲に委託業務により生じた毎月の売上金額をその翌月の 10 日（その日が休業

日に当たるときは、その翌営業日）までに甲の承認する売上報告書により報告するものとする。

２　乙は、甲に維持管理手数料として、委託業務により生じた毎月の税抜売上金額（証紙類、切手、たばこ、県関係等委託販売品、チケット、カード類、コピー等の各種サービス商材、インターネット販売及び代行収納取引は除く。）の 100 分の A に相当する金額（１円未満切捨て）と消費税及び地方消費税額をその翌月末までに納入しなければならない。

(注)文中「A」の数字については、企画提案を基に甲乙が協議のうえ決定

３　乙は、前項に基づく支払額に過誤が生じたときには、甲に対し内容を明らかにしたうえで、その翌月以降に調整して支払うことができる。

（使用施設の管理等）

第９条　乙は、使用施設について最善の保存管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、直ちに甲に通知しその指示を受け、乙の負担により速やかに現状に復さなければならない。

２　乙は、使用施設の模様替え等を実施するときは、予め甲の許可を得なければならない。なお、模様替え等に要する経費は乙の負担とする。

３　乙が委託業務のために使用施設以外の場所を使用する場合は、乙の責任において三重県より必要な許可を受け、そのための費用は乙が負担するものとする。

４　三重県より使用施設変更の要請があった場合には、甲、乙協議のうえ、これに協力するものとする。

（損害賠償義務）

第 10 条　乙は、乙の責に帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の指示に従い原状回復又は損害賠償をしなければならない。

２　乙は、委託業務において、乙の責めに帰すべき理由により第三者に対し危害等を与えたときは、自己の責任をもって一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担しなければならない。

（実地調査等）

第 11 条　甲は、乙の委託業務を実地に調査し若しくは、必要な書類の提出を求め、乙に対して必要な指示をすることができるものとする。なお、この場合、乙はその調査若しくは書類の提出又は指示を拒み、又は妨げてはならない。

（業務責任者）

第 12 条　乙は販売員の指揮監督及び売店等の管理を統括する業務責任者を定め、甲に書面で通知しなければならない。通知後、業務責任者に異動があったときも同様とする。

（契約保証金）

第 13 条　この契約の履行を保証するために、乙は契約保証金として金 1,000,000 円を甲に支払うものとする。

２　この契約が期間満了又は乙の責めに帰すべき理由によらないで解除になった場合は、甲は第１項の規定による保証金を乙に返還するものとする。ただし、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合又は第 16 条の規定により契約が解除された場合並びに第 18 条（１）から（７）までに該当したことにより契約が解除された場合は、甲は契約保証金を返還しないことができるものとする。

４　前項の規定により返還する保証金には、利息はつけないものとする。

（互助会等名称使用禁止）

第 14 条　乙は、委託業務以外の場合において、一般財団法人三重県職員互助会その他これに類似する名称を使用してはならない。ただし、売店等の運営を示す際、単に乙の契約相手方の名称として書面に記載する場合等は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第 15 条　乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

３　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第 16 条　甲は、乙（乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（５）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　乙は次の各号に定める措置を講じなければならず、甲は、乙がこの規定に反した場合、この契約を解除することができる。

（１）乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下「関連契約者等」という。）が第１項に該当しないことを確約し、将来も同項又は第２項各号に該当しないことを確約する。

（２）乙は、その関連契約者等が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除の措置をとらなければならない。

（３）乙は、乙又はその関連契約者等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約者等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

４　甲が本条各項の規定によりこの契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする

（契約期間）

第 17 条　この契約期間は、契約の日からから令和 12 年３月 31 日までとする。ただし、委託業務の実施期間は令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間とする。

２　前項の規定に関わらず、甲が委託業務の履行内容が良好と認める場合において、契約期間満了の６ヶ月前までに甲乙双方が何等の意思表示をしない時は、２回を限度に更新できるものとする。

３　乙は現行の運営業者から引き継ぎを受け、甲乙協議のうえ決定した日から営業を開始するものとする。

４　第１項の規定に関わらず、地震・風水害・火災等の災害その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由が発生し、本件使用施設等の一部又は全部が損壊し、又は滅失する等により使用できなくなり、本契約の目的を達成することが困難となった場合は、本契約を終了する。

（甲による契約の解除等）

第 18 条　甲は、三重県から使用施設等にかかる行政財産目的外使用許可が取り消されたとき又は許可を得られなかったときは、前条の規定に関わらずこの契約を解除する。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による行政財産目的外使用許可の取消及び許可が得られなかったため契約を解除する場合は、甲は乙が契約の解除により生じた損害を補填することとする。なお、補填する費用や範囲については甲乙協議して決定する。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当したと認めたときは、前条の規定に関わらず、この契約を解除することができ、このことにより生じた損害の責めを負わないものとする。

（１）委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（３）この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めるとき。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき。
（６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。
（７）維持管理手数料手数料の支払をしばしば又は２か月以上遅滞し、その遅滞が甲・乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

（乙による契約の解除等）
第 19 条　乙は次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
（１）天災その他不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
（２）甲の責めに帰すべき事由により乙がこの契約を履行できないとき。
２　第１項の規定により契約を解除したときは、甲はこれによって生じた乙の損害を補填しなければならない。なお、補填する範囲や額は甲乙協議のうえ決定する。

（原状回復等）
第 20 条　乙は､第 17 条に定める委託契約期間の満了又は満了した後に契約を更新しないとき、及び第 18 条及び第 19 条の定めにより契約を解除されたときは、使用施設の施設設備等を原状に回復して甲の指定する期限までに甲に明け渡さなければならない。ただし、甲と乙が協議し合意した場合は、これによらないことができる。
２　乙は、使用施設に自己の費用をもって付加した諸造作、設備等の買取りを甲に請求することはできない。
３　乙は、甲に対し、契約の終了に際し、立退料その他の名目の如何を問わず、一切の金銭上の請求をしないものとする。
４　乙が、甲に対して使用施設を明け渡した後、使用施設内に乙の残置物がある場合、乙はその所有権を放棄し、甲において適宜処分しても異議を申し立てない。ただし、この処分に費用を要した場合は乙の負担とする。

（引継ぎ）
第 21 条　契約期間の満了又は契約の解除等により本業務が終了する場合は、乙は引継ぎに必要な情報を甲又は甲が指定する者に引き継がなければならない。

（その委託業務の詳細条件）
第 22 条　前条までのほか、本契約の条件については、別紙仕様書及び別添「三重県庁本庁舎厚生棟売店等運営業務委託企画提案書」（以下「提案書」という。）によるものとする。
２　甲及び乙は、必要がある場合は、仕様書及び提案書に記載された内容について変更等を協議し、決定するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）
第 23 条　乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険

法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

（法令の遵守）

第 24 条　乙は、委託業務の履行に際し、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理、個人情報管理や危機管理等に関する関係法令等の遵守を徹底するものとする。

（障がいを理由とする差別の解消の推進）

第 25 条 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

（紛争の解決）

第 26 条　この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（管轄裁判所）

第 27 条　この契約に関する訴訟（調停を含む。）については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第 28 条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　三重県津市広明町 13 番地
一般財団法人三重県職員互助会
理事長　　後　田　　和　也　　印

乙　（住所）
（名称）
（代表者名）　　印